

第2回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会（議事概要）

日 時 平成30年8月9日（木）15：45～16：48
場 所 議事堂6階601特別委員会室
出席者 大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会委員9名
防災対策部職員5名 総務部職員5名
資 料 第2回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会事項書
資料1 防災対策部関係 説明資料
資料2 総務部関係 説明資料

中嶋座長：ただいまから、第2回大規模な災害等緊急事態への県議会の対応に関する検討会を開催いたします。

前回7月13日の検討会には、緊急事態発災時の県議会における現行のマニュアルや、これまで予算決算常任委員理事会で大規模災害発生時の予算審議について検討してきた内容についてご説明、ご協議いただいたところでございます。本日は執行部の対応についてご説明いただくため、防災対策部及び総務部に出席をお願いしております。防災対策部からは地域防災計画をはじめとする各種計画やタイムライン等、現状の体制や取組について、総務部からは、緊急事態に対応するための予算等の考え方や対応、現状などについて説明を受けたいと考えております。

説明の順番ですが、はじめに防災対策部、次に総務部から説明を受けることとし、質疑は各部局の説明後、それぞれで行いたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、防災対策部から説明をお願いします。

（藤川防災対策部次長の説明）

中嶋座長：ただいまの説明に対し、ご質疑等があればお願いします。

中森委員：いろいろ説明いただきました中で、県災害対策本部組織の関係で、防災関係機関というのが記載されておりまして、それぞれの行政以外の関係団体や機関が含まれているとお見受けするわけでございます。緊急に応じた機関が記載されているのが見えるのですが、これ以外にも県が直接災害協定を結んでいる団体があったり、積極的にそれぞれの団体や組織など、災害対策に関する別の組織が行動をしたり、また、県の地域機関と地域の関係団体と災害協定を結んで、地震だけで

はないと思うのですけれども、災害というのは広く風水害もあります。現実にはたくさんの協定を結びながらそれぞれの機関や団体、協会などにお手伝いや協力をいただいているのではないかというのが覗えるのですけれども、そういうのがこの組織には含まれているのか、それとはまた別の構成メンバーになっているのか。災害協定については別に扱っているかどうか。その点についての、現在の組織の中に災害協定をしている組織メンバーについてはどのような扱いになるのかというのが少し気になるのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

藤川次長：災害対策本部に入っているか入っていないかという回答になりますと、入っておりません。災害時の応援協定につきましては、かなりたくさん、県でもいろいろな企業と結んでいますし、市町サイドでも結んでいますし、県と市町という協定もありますし、知事会同士でも、ほかの県と結ぶ、様々な協定があります。それはそれぞれが互助の考え方で支援をしていただき、支援をされる側に回るといって、それぞれの対応がございますので、さまざまな協定を結んでおります。災害があったときにはその協定に基づきまして、それぞれの役割で対応していただくという形で進めていくということで、災害対策本部の中にはありませんが、何か災害が発生した時にはそうした団体等と連携を取りながら住民の生命財産を守るという活動に繋げていこうと考えています。

中森議員：我々議会の議員としましても、この組織図を今見せていただいて理解していくということは重要なポイントだと思いますけれども、これ以外に私が質問させていただいた、どのような団体がどのような協定をされているのかという概略とかも知っておくと、議会の対応もこれ以外の事も含めて非常時にはこういう様子が分かるというのを知っておくのも大事ではないかなと思います。今日は資料はありませんけれども、また我々にもそういうような一覧でもあればありがたいなと思うのですけど。

藤川次長：非常に多岐に渡りますけど、データもございますので、そうした協定の一覧表につきまして配付させていただきます。後ほどでよろしいでしょうか。

中森委員：そんなに細かいことまでは必要ないですけども、応急危険度判定の関係や、ペットに関してはどうか、獣医師会はどうするのかとかいろいろたくさん情報が入っていますので、整理したものをまた示していただければありがたいと思います。もうひとつは、議会に関すること

はここに触れていないというのは当然だと思います。議員に対する位置づけや役割というものはないというのは当然なんですけど、我々議会が関心を持って対応すること、議会自らがどうあるべきかという内容や、できること、議会としての体制もしっかりとしておこうというのが今回の趣旨ですので、議会に求めるものや、議員としてこういうスタンスであって欲しいという意見があれば聞いておく必要があるのではないかなと思うのですけれども、なかなか言いにくいけども言って欲しいと思うのですが。

藤川次長：ひとつの事例として参考に紹介させていただきますが、もしかするとご存じかも分かりませんが、佐賀県のマニュアルに書かれているのは、各議員が執行部等による被災者の救助活動が完了した後に、それぞれの被災者や被災地、避難所を訪問して、それぞれの被災地の県民の意見や要望を把握して執行部に伝えていただくという事例があります。それを議会の事務局がまとめていただいて、県へこういう状況ですとか、我々もなかなか各地方部の情報収集というのは非常に重要な課題だと思っていて、様々なチャネルを使って情報収集に当たっているところなのですが、議会の議員の皆様に関しましても、そうした情報収集の状況がございまして、ニーズや課題がありましたら、情報提供していただくということが、もしお願いをできるのであれば、必要なのかなと考えています。

中森委員：大きな災害、中規模、小規模の災害においては、我々それぞれの選挙区でそれぞれの県議会議員が選出されているわけございまして、自治組織であったり、関係団体から直接議員を通じて情報の提供があったりすることがあります。我々議員も県の出先機関から情報を逆に入れて、通行止めであったり、大きな災害の時の対応についての県民への周知を我々も協力できることはあるのではないかなということを現状も情報共有しているので、これからもきちんとした整理をしながら情報共有をし、交換していくことが重要ではないかなと思います。今の要望については十分、議員も対応すべきではないかなと、この検討会でも申し上げたいと思います。私からは以上です。

中嶋座長：ありがとうございます。ほかに如何でしょうか。

田中委員：資料の4ページなんですけども、防災関係機関なんですけども、この要請は知事が行われるのかということと、国でも災害対策本部の立ち上げがある場合もあると思うのですけども、県との関連はどうなるのかと、この2点を伺いたいと思います。

梅川災害対策課長：例えば自衛隊等は知事の下に要請があったりするんですけど、ただ、それ以外の多くは自然体の中で発災と同時に活動していただくというような関係になっています。

中嶋座長：国の災害対策本部との関係は如何ですか。

梅川災害対策課長：国と災害対策本部との関係につきましては、国に関しては、県にリエゾン等が派遣されていまして、その中で、いろいろ情報を共有する中で、同時に動いていくことになっています。

田中委員：自衛隊等が来た場合なんですけど、これは国の指示によって動くわけですよね、県は指揮命令はしないわけですよね。そこら辺はどうなのですか。

藤川次長：自衛隊の派遣要請に関しましては県知事の専権事項になっていまして、今回の7月豪雨などでも広島県知事がそれぞれの連隊に要請をして派遣をしていただくという形になります。勿論本当に大規模な災害の時は委員がおっしゃるような部分もあるかも知れませんが、基本的には7月豪雨やそういった事例の時には各都道府県知事が自衛隊の連隊に要請をするという制度となっています。

中嶋座長：指揮命令系統の話和田中委員は尋ねていたと思うんですけど、その件につきまして如何ですか。

藤川次長：指揮命令は当然それぞれの連隊なら連隊でやっていただきますが、例えばそれぞれ独自で動くということが非常に重要となっていますので、県知事がこういうところの災害を救助して欲しいというよりは、それぞれのミッションを持っています。自衛隊で具体的に自分たちが培った能力とか、そういったものを出していただくということで、訓練もされていますので、そこで指揮命令が動くということになります。

中嶋座長：ほかに如何でしょうか。

廣副座長：資料の19ページなんですけど、衛星系と書いてある防災通信ネットワークなんですけど、これは資料提供でいいんですけど、衛星系の10台の県庁舎、これは衛星電話のことだと思うんですけど、これは誰が持っておられるのか、市町では29台、これは各市町だと思うんですけど、そのほかの全部で62台ですか、これはどなたが持っているのかというのをまた資料提供していただければと思うのですが、よろしいでしょうか。

藤川次長：後ほど提供させていただきます。

中嶋座長：ほかに如何でしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：では、先程資料提供の中で災害協定を結んでいる締結団体の内容が分かるような一覧、細かなところは不要ですので、それを用意いただきたいのと、衛星系の62台はどこへ、市町については29台ということでは分かるのだけれども、後のところについて教えていただきたいということで、大変申し訳ないですけど、また後ほど資料の提供をお願いしたいと思います。各委員の皆さんには配らせていただきます。

藤川次長：22ページには一応衛星系設備を保持しているところが62台という内訳は書いているのですが、もう少し細かいものというほうがよろしいでしょうか、確認だけですが。

廣副座長：県庁舎が、事務所というのは、庁舎に1台ずつ、あと1台というのは、これは局と書いてありますが、知事は持っていないのですか。

藤川次長：後ほど詳しく説明させていただきます。

中嶋座長：ほかによろしいですか。

藤根委員：23ページの災害救助法なんですけども、紀伊半島大水害のときも、災害救助法の指定をしていただいて、例えば被災した小中学校や、住民の皆さんもたいへん助かったという声は当時たくさん聞いたのですが、この災害救助法が昭和22年に出来上がっているということで、法律ができて70年ということになるんですが、その辺りのところで災害救助法をよりよくしていくとか、そういったような話や機会はなかったのか、70年経っていますので、何かあるのかどうか。

藤川次長：当然その間にも昭和28年度、34年度の法改正であったり、最近では先ほど申し上げました、平成11年の地方分権の関係で機関委任事務から法定受託事務になりましたし、それぞれ中身の細かい部分等の一部修正されています。不断の見直しは国でもされているということですので、その間何も見直していないということはありません。大きな見直し等もございました。詳しく申し上げますと、昭和22年、28年は、飲料水の供給等が加わったとか、34年の政令改正では死体の捜査が加わったとか、様々なものがございます。もしまた詳細等が必要でありましたら、その辺りまた提供させていただきます。

藤根委員：分かりました。いくつかの改正はあったんだろうなというふうには思っているんですけど、直近はいつになりますか。

藤川次長：平成23年の東日本大震災を受けまして、災害対策法を基本としまして、様々な内容が変わりまして、その所管が内閣府に移管されたと

いうものがひとつ最近ではあるのかなと思っています。もう少し細かい部分はいろいろあるかも分かりませんので、その辺はまた追ってご連絡します。

中嶋座長：なければ私からも確認なんですが、中森委員から議会に対して求めることということで、佐賀県の例を教えてくださいました。逆に言うと、議員個々が災害対策本部にこうなっているああなっているというふうな形で復旧復興時点においてもばらばらで来るとか、そういうことは皆さんの災害対策本部の運営上は避けていただきたいとか、そういうことはございますでしょうか。

藤川次長：先ほどの佐賀県の事例を申し上げますが、こちらは議会事務局の総務課で議員の意見を取りまとめていただいて、提供していただく。総務課を連絡窓口として情報提供を行うというふうになっています。可能であれば、そうした一元的な情報提供をいただけますと、我々としても円滑な執行を進められることができるかと思えます。あくまでも要望ということで。

中嶋座長：もう1点ですけども、災害対策本部、特に非常事態の場合、資料の4ページのところです。非常体制時、防災関係機関がこういう形で入ってくるわけですけど、この防災関係機関は災害対策本部の意思決定には入っていないという認識でよろしいでしょうか。

藤川次長：意思決定はあくまでも県内部の機関で意思決定をするということで、情報提供とか、それぞれの活動内容について把握はしますが、意思決定には参画していません。

中嶋座長：なるほど。そうしますと防災関係機関が災害対策本部で生の情報を得て、それぞれの機関としてやれることを考えて動いていただく。またそこで収集した情報を災害対策本部にフィードバックして、災害対策本部で必要な判断をそこですという位置づけという理解をさせていただく中で、例えば防災関係機関と並んで議会というものがこの中に入ってくるということは、災害対策本部の意思決定に対してプラスなのかどうなのかということについて問われたら何か考えはございますか。

藤川次長：質問を的確に理解して答えられるかちょっと不安はあるんですけど、県としましては、これは県内部の意思決定機関というふうに考えています。それは県が実働も兼ねてやっていくという体制になっていますので、実働する者達がこの災害対策本部、先ほどの防災関係機関も含めまして、実働部隊として動いている中で、県議会というところも

考えますと、実働というところは少し異なるのかと思っております、そういう実働以外のところの参画につきましては、今の段階では想定していません。

中嶋座長：承知しました。よく議会のプラン・ドゥ・シーなりプラン・ドゥ・チェック・アクションの中の位置づけという中で、ドゥの部分というのはまさに執行部の皆さんがやられているところで、一般の政策であれば県議会は政策の大きな方向性を示しましょうというのがこれまで議会改革でまとめてきたところです。しかし、いざ災害時には、プランのところについては基本的には時間のない中で県庁内部の災害対策本部のヘッドクォーターで決めていくというのが今の体制だというふうな理解でよろしいですね。

藤川次長：本当に応急ということが非常に重要なことございまして、応急時に関しましてはそういうことかと思っておりますし、またこれが復旧復興時になってまいりますと、県議会の皆さんともしっかりと議論を進めながら取組を進めていくことが重要かと思っておりますので、その点、お話をさせていただきたいと思えます。

中嶋座長：答えにくいことを答えていただいてありがとうございます。それでは防災対策部の執行部の対応については以上とさせていただきます。次に総務部から説明をお願いします。

（高間総務部副部長の説明）

中嶋座長：ただ今の説明に対しまして質疑等ございましたらお願いします。

岡野委員：資料1ページの平成30年度当初予算中の災害関係予算のことなんですけど、過年度分と現年度分と分けてあって、それぞれどれぐらい災害復旧費として見積もるのかというのは決まっているのかというのと、去年は台風21号が来ましたので、農林水産部の過年度分が非常に少なくなっているというのはそういった部分で対応していただいたので少なくなっていると受け止めてよろしいのでしょうか。

高間次長：災害復旧の過年度分というのはだいたい災害が起こると1年間で災害復旧事業をするのではなくて、例えば29年度に災害が起こると、災害復旧するのに29年度に直す部分と、30年度に直す部分と、場合によっては31年度に直す部分というのを先に決めて、29年度に起こって、29年度に直す部分は現年分という形になるんですけど、29年度に起こって30年度に直すのが過年度分という形になります。ですので、農林水産部の3億3400万円というのは去年の29年に起こった災害の内、30年度に直すべき額はこれですよということで、

既に決まっていますので、3億3400万円と置かせてもらっています。県土整備部はその額が46億8000万円ということでもう決まっていますので、この額を置かせていただいているという形になります。一方、現年分の置き方は、だいたい過去から当面この金額なり、いわゆる必要最小限の額を置かせていただいているという形で、年間総合予算で置いています。もっと置けばいいのかも分かりませんが、逆に不用がたくさん出ても、そこはなかなか予算を預かる者としてちょっとどうかなという感じもしますので、いわゆるきちんと回る額を最低限置かせていただいて、必要があればそこについては補正をさせていただくと。こんなふうな意味合いでございます。

中嶋座長：ほかに如何でしょうか。

中村委員：ちょっと確認です。この専決処分、4月8日に東日本大震災の時にしたのですけども、これは招集ができなかったんですか。

高間副部長：この年はちょうど選挙の年ですね。多分知事選が4月の何日で、議員の選挙が、という状況でありましたので、閉会中になっているので、どうもその時の皆さんの理解を得て専決処分をさせていただいたと聞いています。

中村委員：選挙は選挙だったんですけども、閉会中だったんですね。分かりました。

中嶋座長：ほかに如何でしょうか。

岡野委員：そうすると過去の事例においては、緊急に議会を招集するいとまがなくて専決処分という事態は発生していないと。これからどうなるか分からないですけど、これまではなかったと受け止めてよかったですか。

高間副部長：最近地震の被害はあまり起こっていませんので、風水害の場合ですと時期がだいたい夏から秋が多いと思うんですけども、まだその時は幸いにも予算が残っていたので、既決の予算の中で対応できたというのが実態でございます。既決の予算で対応できるのであればその間に応急復旧しながら、予算編成ができるという時間的な、と言ったらおかしいですけど、予算的な余裕がありましたので、対応ができたと思っています。今後はどうなるか分かりません。

中嶋委員：1点だけ私から。4ページ最後の図なんですけども、1-2の部分に対する予算編成、応急工事の不足分に対する予算編成というのはこの図でいきますとだいたい発災から1ヶ月以内には頑張っ出ていききたいという意図を非常に強く感じるところでありまして、それに対

して議会の議決までの期間というものも非常に短く書いていただいております。次の の本工事についてはしっかりと議論してもらってもいいけれども、応急工事に対しては速やかに議会として議決していただきたいという思いがこの図の中には入っているという認識でいいのですか、高間副部長如何でしょう。

高間副部長：今までも応急復旧に必要な経費は、できる限り早く上程して、早く先議いただくという感じをお願いをしまして、それについては議員の皆さんも理解いただいていると思っておりますので、少し短めに。普通であれば開会から閉会までというか、議決まで期間あるのですが、早くしていただいているので少し小さめに書かせていただいております。

中嶋座長：了解いたしました。

中森委員：県の職員というか技術系の方が十分にスタッフにおられるので、いとまがないことはないんでしょうけれども、設計図書の作成と額の確定については県の職員のスタッフで全て期間内に対応していただいているということで理解してよろしいですか。

高間副部長：そのように理解しています。

中森委員：なかなか国の求める書類については、着工前の写真であったりいろんな準備というのか、当然立証する書類が必要であったりというのが多くて、件数が多いと集中して、各建設事務所や農林事務所の地域機関の職員にドーンと仕事が集中して、追われるというのか、期間内に図書を完成させなくてはいけないということで、職員に負担がかかっているというふうなことをちらっと聞いたりするんだけど、それは今十分対応できているということでよろしいですか。

高間副部長：本当に土木の技師の皆さんには、災害が起こった場合は特に負担をかけているという認識はしていますけれども、とにかく災害から復旧することのほうが大事だという使命感を持ってやっていただいておりますので、そこは私どもも非常に感謝をしているところでございます。

中嶋座長：ほかに如何でしょうか。

田中委員：応急の仮工事なんですけども、発注形態というのは地元の業者の髄契なんですか。あと、施工方法等は業者に任せるのか、設計している暇もないと思うんですけど、その辺と、あとかかった費用なんですけども、これは実費計算になるんですか。

高間副部長：すみません、そこは県土整備部でないと分かりませんので、また確認して後ほど答えるということでよろしいですか。

中嶋座長：ほかに如何でしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：質疑がないようでございますので、執行部の皆さんにはここで退席をいただきます。大変お疲れ様でございました。ありがとうございました。

（執行部退席、委員間討議）

中嶋座長：それでは、只今の執行部からの説明を受けまして、委員間討議ということで、何か意見等ありましたらお願いしたいと思いますが如何でしょうか。感想とかでもいいんですけども。

中村委員：先程の執行部の説明の中ににじみ出ていたのは、やはり緊急時には現場対応ということで、その中で議員がどうかむかというのは非常に難しい課題だなというふうに思いました。確かに私どももちょこちょこ地域でいろいろ災害があったときに、県へどんな状況かと聞いたりするんですけども、非常に混乱していて情報が取りにくいようなこともあるんです。ただ、市町と県との連携といったものが時々見えなかったり、ちょっと弱いようなところもあったりするので、やはり議員として普段自分の持っているネットワークというか、そういったもので情報収集をして応援をしていくという役割、潤滑油的な役割が大事なと執行部の説明を聞きながら思いました。

中嶋座長：ほかに意見等ありましたらお願いします

中森委員：県民に通行止めなど規制をしたり、解除ということについては、執行部は当然最善を尽くしながら対応をしていただいていると思うんですけども、我々に周知することの義務を負っていないんです。それは仕方がないこともあるんですけども、県民からすれば少なくともその程度のことは議員は承知していないと、県民の利益と不利益が交互します。特に観光地のところでは非常に大きな問題が発生したり、市町にも影響するのではないかとということが往々にしてありますので、この辺はやはり議会もしっかり認識をし、許せる範囲のことは情報共有しておく必要があるのではないかとというふうに今日受け止めたうえで感じましたので、これは感想です。

中嶋座長：ほかに如何でしょうか。

全 員：意見なし。

中嶋座長：今の2人から非常に大切な指摘というか課題提起をしていただきました。中村委員からは緊急時の現場対応というのは、執行部として現場対応を重視する中で、我々議員がどう関わってよいのかということが課題だというのは、まさしくおっしゃるとおりだと思います。一方

で市町と県との連携の弱さの部分であったりとか、現場と行政との繋がりや弱さだとか、そういうところへの潤滑油的な役割というものも一方で求められているのではないかという考え方ですね。中森委員からは特に県民に対して負荷がかかる規制であったりとか、規制を解除するときの情報提供、情報共有の在り方、議員としてもその辺りはどう対応するのかということの課題提起をいただいたところでございます。

これらの意見をいただいたことを踏まえまして、次回に向けての協議をお願いします。振り返りますと1回目の会議は三重県議会としての大規模災害発災時の取組、2回目の本日は執行部の対応について説明を受けまして、現時点での大規模災害等への取組対応について一定情報共有ができたかなと思うところであります。次回につきましては、委員の皆さんから先ほど中村委員や中森委員からいただいたような今後の検討すべき課題とか、調査すべき事項についてそれぞれ意見をいただいて、その意見をもとに委員協議で検討を進めていきたいということを中心として考えていただきたいと思います。先ほど中村委員、中森委員がおっしゃっていただいたことも含めてで結構でございますので、如何でしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：一度それでは皆さんから宿題みたいな形になるんですけど、一定の様式で本当にラフな様式にしようと思っておりますけども、今申し上げたような検討すべき課題、調査すべき事項、こういうことをしたらどうだということのアイデアを様式の中に落とし込んでいただきまして、事務局へ9月14日金曜日ぐらいまでに報告をいただきたいなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：次回まで1ヶ月ぐらいありますけれども、鉄は熱いうちに打て、で早く出していただく分には全然かまいませんので、それではそのようにさせていただきたいと思っております。

本日の議題は以上なんですけれども、ほかに何か意見等ございませうでしょうか。

全 員：なし。

中嶋座長：ないようですので、次回、第3回の日程につきまして、ご協議をお

願っていたと思います。次回なんですが、9月定例会議の2日目に議案質疑が9月20日にございます。この日の議会の日程がまだはっきりとしていませんけれども、この日に次回の検討会を開催したいと思うのですが如何でしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：9月14日までにそれぞれの様式で出していただいて、それを取りまとめたものを9月20日に資料として出しまして、それぞれの委員の皆さんから自分の思いだとか、そういうことを補足説明していただくという形でやりたいと思っていますので、9月20日、議案質疑の日、予定いただきたいと思います。開始時間につきましてはその他の会議も想定されますので、午後も含めて予定いただき、固まり次第連絡するというところでよろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

中嶋座長：それでは以上で本日の検討会を終了させていただきます。
ありがとうございました。